

消費者の視点で米を適正に流通させるために米トレーサビリティ法が施行されます。

「取引等の記録の作成・保存」が平成22年10月1日から

「産地情報の伝達」が平成23年7月1日から義務となります！

農家の皆さん、
食品事業者の皆さんへ

対象は生産者と、米や米加工品取扱事業者です。

- (1)米販売農家、農協、米販売店
- (2)米やご飯を提供する飲食店
小売店(スーパー、農産物直売所等)
食品製造・卸売業者など。

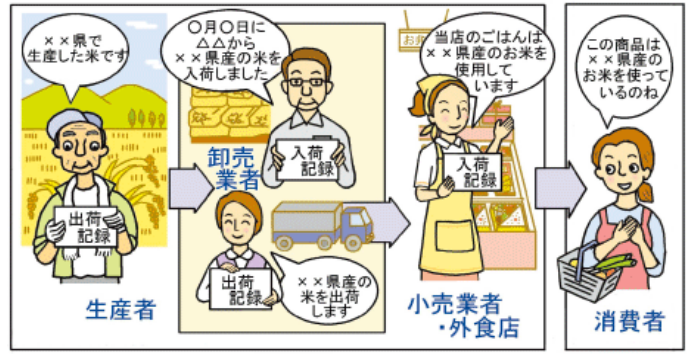
対象品目は？

- (1)玄米、精米
- (2)米粉や米こうじ等の中間原材料
- (3)ご飯料理...白飯、おかゆ、赤飯、弁当、寿司、おにぎり、炒飯、オムライス、ドリアなど。
- (4)もち、だんご、米菓(煎餅等)、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

何をしなければならないのか？

- (1)トレーサビリティ(取引等の記録の作成・保存).....『平成22年10月1日』施行

米や米加工品を、取引、事業者間の移動、廃棄などを行ったときの記録を作成し保存します。
記録の例のように必要事項が記載された納品書、取引伝票、送り状、規格書、帳簿等を保存すれば、
『記録の作成保存』になります。保存期間は原則3年間です。(賞味期限等により3か月や5年になります)



トレーサビリティ
(平成22年10月1日より)
問題が発生した場合の
流通ルートの速やかな特定と回収

産地情報伝達
(平成23年7月1日より)
産地情報を
一般消費者にまで伝達

記録の例

納品書 (控)		売上			
お客様コード000000000	受注日 年 月 日	伝票No.00000000	納品日 年 月 日		
〒	指図日 年 月 日	出荷元			
沖縄県 市		株式会社 様			
TEL 098-0000-0000 FAX 098-0000-0000					
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。					
No	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	Axxxx	県産 コシヒカリ (10kg)	4	xxx	xxxx
2	Bxxxx	県産ほうれんそう M	10	xxx	xxxxx
3	Cxxxx	県産長ネギ AM	5	xxx	xxxx
4	Dxxxx	県産ミニトマト M	10	xxx	xxxxx
5	Exxxx	県産レタス LL	20	xxx	xxxxx
備考		計			xxxxx
		合計			xxxxx
		消費税			xxxx
指図No		総合計			xxxxxx
		株式会社 本社			
		担当者 xxx			
		〒			
		沖縄県 町			
		TEL 098-000-0000			
		FAX 098-000-0000			

年月日：搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可)

搬入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載)

取引先の名称又は氏名

数量：取引において通常用いている単位

品名：取引において通常用いている名称

産地：「国産」「国産」
「県産」等と記載

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。



- (2)一般消費者への産地情報の伝達.....『平成23年7月1日』施行

どのように伝達するのか 商品包装に記載する メニューに記載する 店内に掲示する
表示内容は 産地が国内ならば「国産」、「国内産」、「県産」など。産地が外国ならば「国産。」

お問合せ先	沖縄県 農林水産部 流通政策課	TEL 098(866)2255
	沖縄総合事務局 消費・安全課	TEL 098(866)1672

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法 | [検索](#)